

# 公益社団法人埼玉県獣医師会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人埼玉県獣医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、獣医学術の進歩発展と獣医業務の円滑な推進を図ることにより、畜産の振興、獣医療及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、社会福祉及び動物愛護の増進並びに自然環境の保全を通じて、人と動物が共存・共生する地域社会の創造・発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する公益目的事業を行う。

- (1) 獣医師道の振興に関すること。
- (2) 獣医療の発展・向上及び動物の適正管理に関すること。
- (3) 獣医学術の振興・発展に関すること。
- (4) 公衆衛生の普及・向上に関すること。
- (5) 動物愛護の普及・啓発に関すること。
- (6) 社会福祉の増進に関すること。
- (7) 自然環境の保全に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事項。

2 この法人は、前項の公益目的事業以外の事業として次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医業の経営改善及び発展に関すること。
- (2) 会員の親睦及び福利厚生に関すること。

3 前各項の事業は、埼玉県の区域内において行うものとする。

## 第3章 会 員

### (会員の種類)

第5条 この法人の会員は次の3種類とする。

- (1) 正会員 区域内に飼育動物診療施設を開設した獣医師、区域内に居住又は勤務する獣医師
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会の推薦により総会で承認されたもの
- (3) 賛助会員 正会員及び名誉会員以外の者でこの法人の目的に賛同するもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

### (資格の取得)

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める規程により入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 正会員として入会しようとする者は、総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員は、総会で別に定める会費を毎年度納入しなければならない。
- 3 名誉会員及び賛助会員は、入会金及び会費を納入することを要しない。

### (任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会長は総会の決議を経て除名することができる。

- (1) この法人の名誉を失墜させたとき。
- (2) 獣医師法及び獣医療法並びにこの法人の定款、諸規程及び会員憲章に背反する行為のあったとき。
- (3) 会員としての義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人を退会し、又は除名された会員が既に納めた会費その他会員としての義務に基づく金品はこれを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 経費の賦課徴収方法
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業報告の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集及び開催)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長及び副議長)

第15条 総会に議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において出席会員の中から選任する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に特別な定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面議決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の運用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印しなければならない。

## 第5章 役 員

### (役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうちから専務理事及び常務理事を各1名置くことができる。

5 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

### (役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- (1) 会長は、この法人を代表し業務を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務の執行を統括する。
- (4) 常務理事は、理事会の決議に基づき、この法人の業務を分担執行する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終

結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を遂行するにあたり生じた費用を弁償することができる。

#### (顧問等)

第27条 この法人に顧問及び名誉会長を置くことができる。

- 2 会長は、総会の承認を得て顧問及び名誉会長を委嘱する。
- 3 顧問及び名誉会長は、会長の要請に応じ、この法人の事業について必要な助言を行う。

#### (損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、当該議事録に記名押印しなければならない。

## 第7章 部会及び委員会・支部・事務局

(部会及び委員会)

第35条 この法人の会務及び事業を分掌させるため、理事会の附属機関として部会及び委員会をおくことができる。

2 部会及び委員会の設置及び運営等必要な事項については、理事会の決議により会長が定める。

(支部)

第36条 この法人の行う事業の円滑な推進と会員相互の連携を図るため、会員の地域別、職域別組織として支部を設け、会員を分属するものとする。

2 支部の設置及び運営等必要な事項については、理事会の決議により会長が定める。

(事務局)

第37条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

## 第8章 資産及び会計

(財産の構成)

第38条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 補助金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第39条 財産は、会長が理事会の決議を経てこれを管理運用する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し理事会の決議を経て定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(会計の原則等)

第44条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第49条 この法人は、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は会長 高橋三男、業務執行理事は副会長 中村滋、小暮一雄、専務理事 林繁雄、常務理事 水島健雄とする。